

## 第3節 環境の保全と創造に関する条例

### 1 大津市環境基本条例

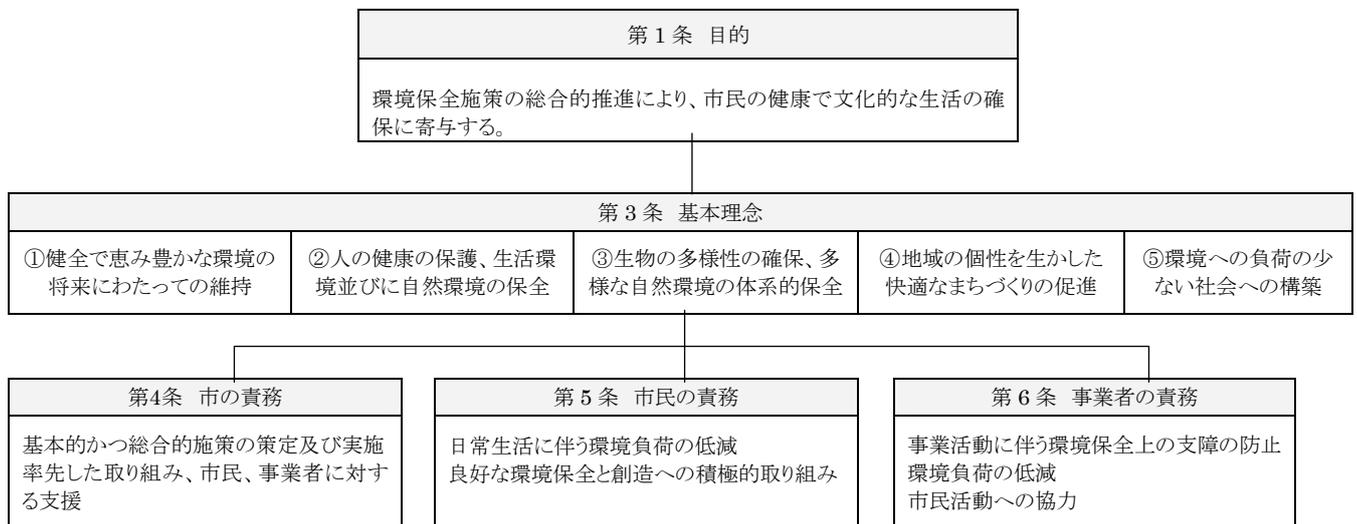
平成7年9月、昭和48年に制定した「大津市環境保全基本条例」を全面的に見直し、「大津市環境基本条例」を制定しました。これは、都市化の進展や近年のライフスタイルの変化に伴う都市生活型公害や地球環境問題などの新たな問題に対応するためのもので、環境施策推進にあたっての基本理念、市、市民、事業者の責務、基本的施策の推進、環境基本計画の策定、環境配慮の推進及び推進体制の整備等を定めています。

#### 環境基本条例の体系

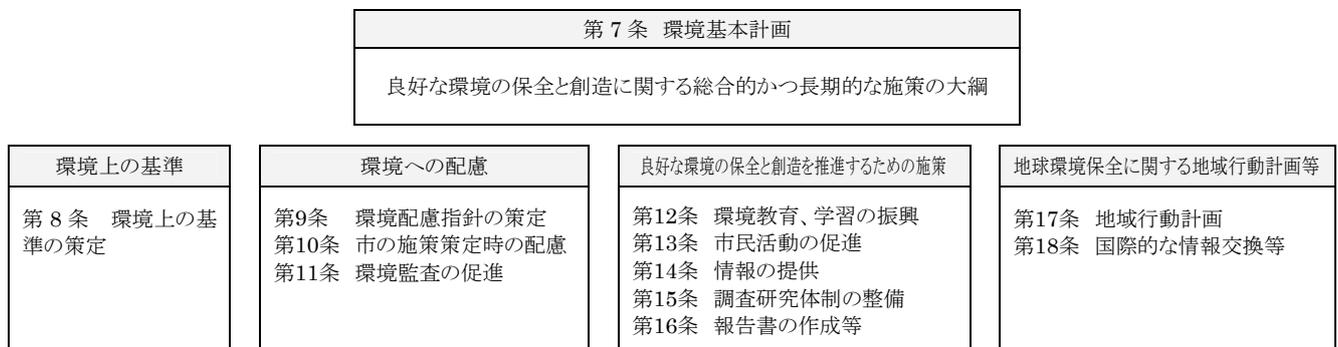
前文

豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、環境基本条例を制定する。

#### 第1章 総則



#### 第2章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策



#### 第3章 環境審議会

第19条 審議会の設置

#### 第4章 雑則

第20条 推進体制の整備

## 2 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例

自然環境の保全と増進を図ることを目的として、昭和 50 年 3 月、「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」を制定しました。

この条例では、市、市民、事業者の責務をそれぞれ定め、市長の責務としてあらゆる施策を通じて良好な自然環境の保全等に努め、市民の快適な生活を確保しなければならないとしています。

また、市民、事業者の責務として、自然環境の保全等に関する認識を高め、自ら自然環境の保全等に努めなければならないとしているほか、保護樹木・保護樹林の指定や緑化の推進などを規定しています。

## 3 大津市生活環境の保全と増進に関する条例

環境基本条例の理念に即して今日的な環境問題への対応を図るとともに、環境法令との整合、環境汚染防止技術の向上等に伴う見直しを図るために、平成 10 年 9 月、「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」(昭和 49 年 2 月制定)の全部改正を行いました。

特定事業等の環境配慮指針による環境配慮の推進、工場・事業場の環境管理システム整備の推進、有害化学物質対策の強化、地球環境問題への対応等の新たな施策を規定しており、平成 11 年 6 月に施行されました。

## 4 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて環境の美化を推進することにより、より良い快適環境の創造と地球環境の保全及びリサイクル社会を実現することを目指して、平成 6 年 6 月、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定しました。

# 第 4 節 環境施策の推進

## 1 大津市環境基本計画

大津市環境基本条例第 7 条に、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めています。市では、平成 11 年 3 月に本計画を策定し、取り組みを進めてきましたが、平成 22 年度には計画期間を終了することから、平成 23 年 3 月に、計画期間を平成 23 年度から平成 32 年度までとする第 2 次計画を策定し、現在はこの計画に基づき取り組みを進めています。

### (1) 計画の性格と目的

大津市総合計画基本構想を環境面から実現するために、総合計画基本構想及び基本計画に示された施策を環境の視点を通して関連性を持たせ、総合的、計画的に推進するものであり、大津市環境基本条例第 7 条に基づき策定したものです。

### (2) 計画の特徴

- ア 環境に係る全ての施策が 16 の基本施策の中に体系化された総合的な計画です。
- イ 基本施策に 35 の<施策推進の目標>と 22 の<施策推進の指標>を設け、施策推進の状況を把握します。
- ウ 望ましい環境づくりのために特に重要な課題について 6 つの重点事業を設けています。
- エ 市民、事業者、市が日常生活や事業活動で環境配慮を進めるための「環境配慮指針」の策定を基本計画に位置付けた行動型の計画です。

### (3) 計画の枠組み

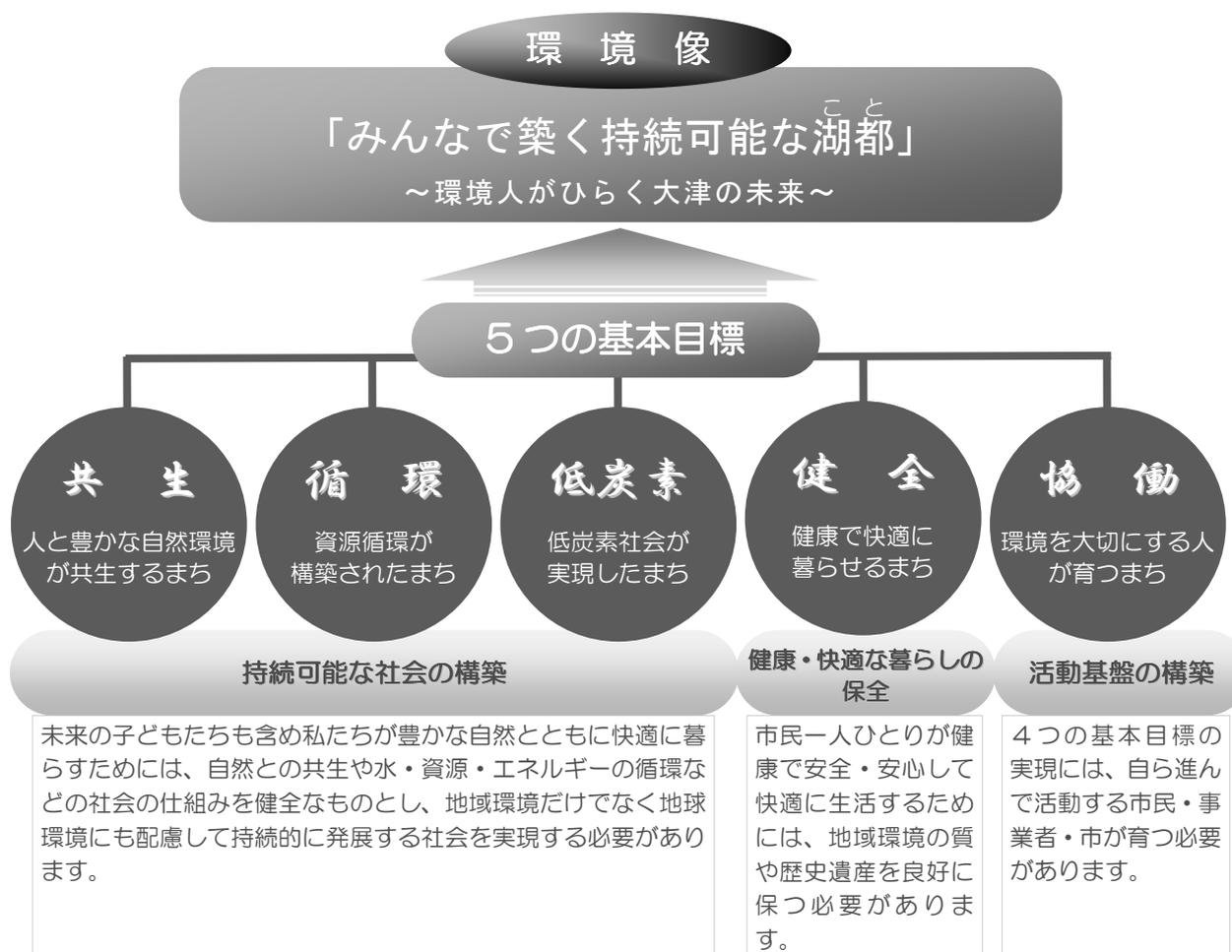
- ア 自然環境、生活環境、快適環境について、地域環境から地球環境までを対象としています。
- イ 大津市のすべての市民、事業者、市が計画を推進する主体です。
- ウ 対象地域は、大津市全域です。

### (4) 計画の概要

#### ア わたしたちが目指す環境像と5つの基本目標

私たちが目指す環境像として「みんなで築く持続可能な湖都<sup>こと</sup>～環境人がひらく大津の未来～」を掲げ、これを実現するために、「共生」「循環」「低炭素」「健全」「協働」という5つの基本目標を設けています。

#### 私たちが目指す環境像と5つの基本目標



#### イ 基本方針と基本施策

5つの基本目標を達成するために、10の基本方針を設け、方針に沿った16の基本施策を定めています。

#### ウ 重点事業

「目指す環境像」を実現するため、特に重要な課題に対する事業として6つの重点施策を推進します。

#### エ 環境配慮指針の策定

市民、事業者、市の各主体が日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項を示した「環境配慮指針」を策定することとし、その考え方を示しています。

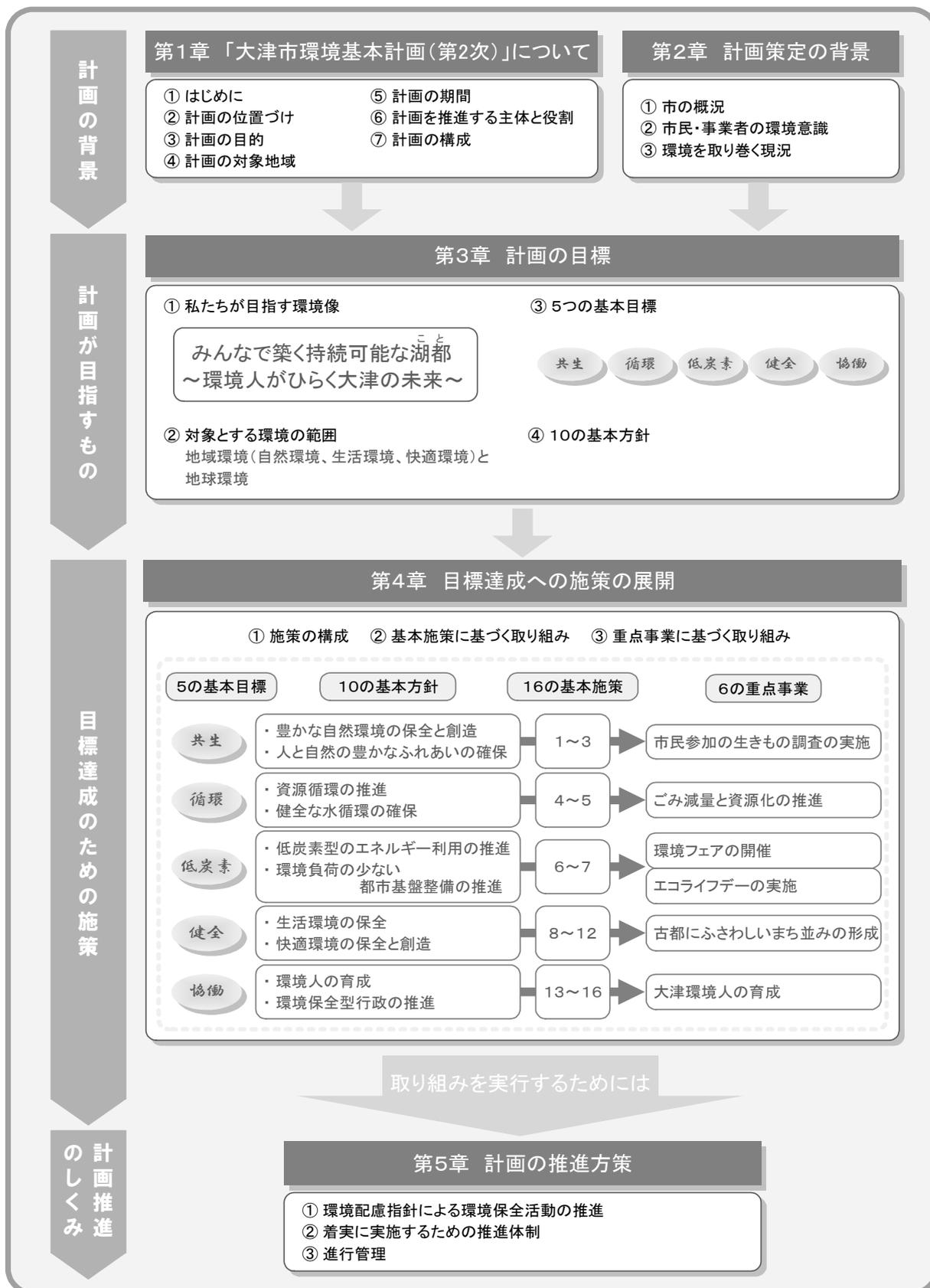
#### オ 計画の推進

市民、事業者、市のパートナーシップにより、積極的に計画を推進します。

## (5) 事業の実施状況

基本施策の実施状況を資料編にまとめて掲載しました。

### 環境基本計画の体系

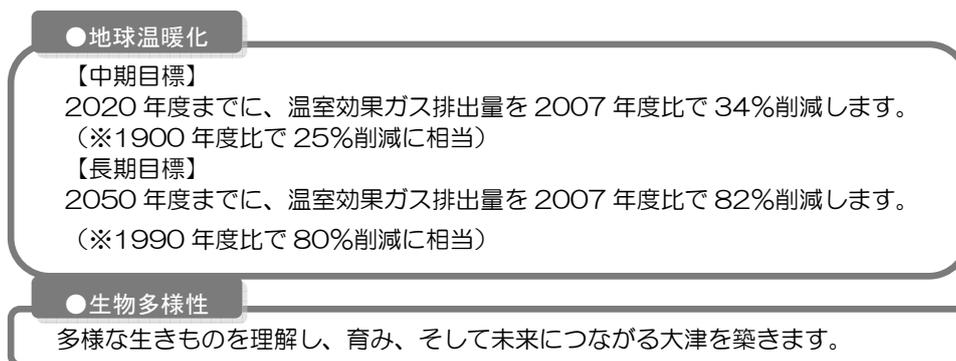


## 2 「アジェンダ 21 おおつ」(大津市地球環境保全地域行動計画)

市では、環境基本計画の考え方にに基づき地球環境の保全に取り組んでいくため、平成 12 年 3 月に『アジェンダ 21 おおつ』(大津市地球環境保全地域行動計画)を策定し、取り組みを進めてきました。平成 23 年 3 月には、計画期間を平成 23 年度から平成 32 年度までとする第 2 次計画を策定し、現在はこの計画に基づき取り組みを進めています。「アジェンダ 21」とは 21 世紀に向けた地球環境を守るための課題(アジェンダ)という意味です。

### (1) 計画の目標

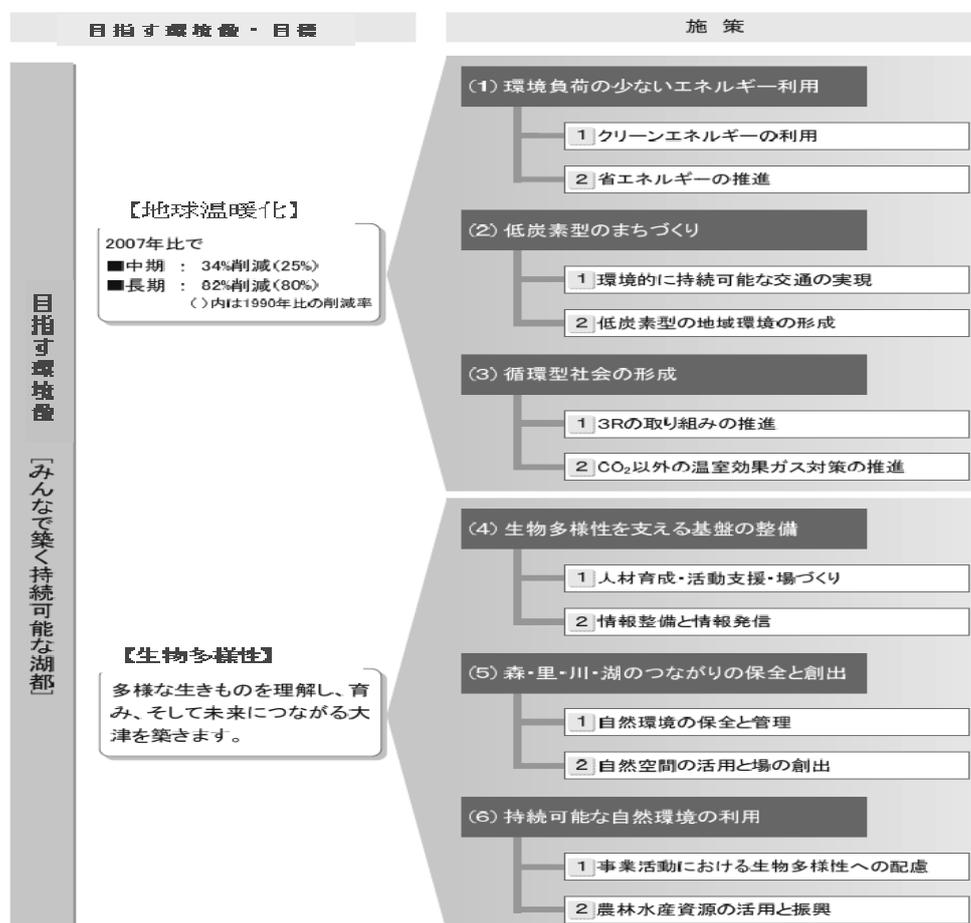
取り組みの総合的な目標(総合目標)として、次の目標を掲げています。なお、地球温暖化については、長期的な視点で取り組む観点から、2050(平成 62)年を目標年次とした長期目標も設定しています。



### (2) 目標達成に向けた施策

計画目標を達成するため、地球温暖化について 3 つ、生物多様性について 3 つ、計 6 つの施策の柱に基づき、取り組みを行います。

#### 施策の体系



### (3) リーディング事業

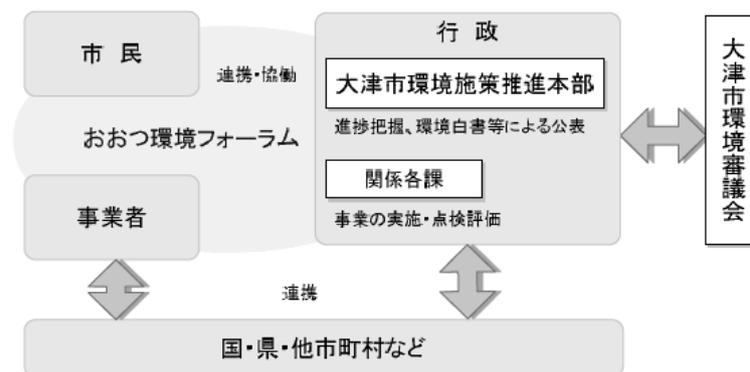
「アジェンダ21おおつ」の目標を実現していく上で、優先的かつ重点的に取り組む必要がある課題の中から、市として、あるいは関係主体が連帯して可能なところから取り組めるものを抽出し、先導的に本計画を推進していくものとして定めています。

#### 9つのリーディング事業

- |                              |                            |
|------------------------------|----------------------------|
| 【事業1】CO2の『見える化』による省エネルギーの推進  | 【事業2】環境にやさしい事業活動の推進        |
| 【事業3】環境にやさしい運転、自転車・公共交通機関の利用 | 【事業4】地域で取り組む低炭素なまちづくり      |
| 【事業5】ごみの減量と資源化               | 【事業6】身近な生きもの調査             |
| 【事業7】地域かんきょう学校づくり            | 【事業8】自然環境保全に取り組む団体のネットワーク化 |
| 【事業9】流域管理モデル河川での取り組み         |                            |

### (4) 計画の推進

本計画に掲げた目標を達成するために、市・市民・事業者が自主的に取り組むとともに、各主体が連帯・協働し、地域が一体となって計画を推進します。



## 3 大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】

環境配慮指針【自然地域別・主体別編】は市民、事業者、市が環境基本計画の趣旨にのっとり、日常生活や事業活動において自主的、積極的に環境に及ぼす影響を少なくするための行動指針です。(平成11年3月策定、平成23年3月見直し)

### (1) 指針の概要

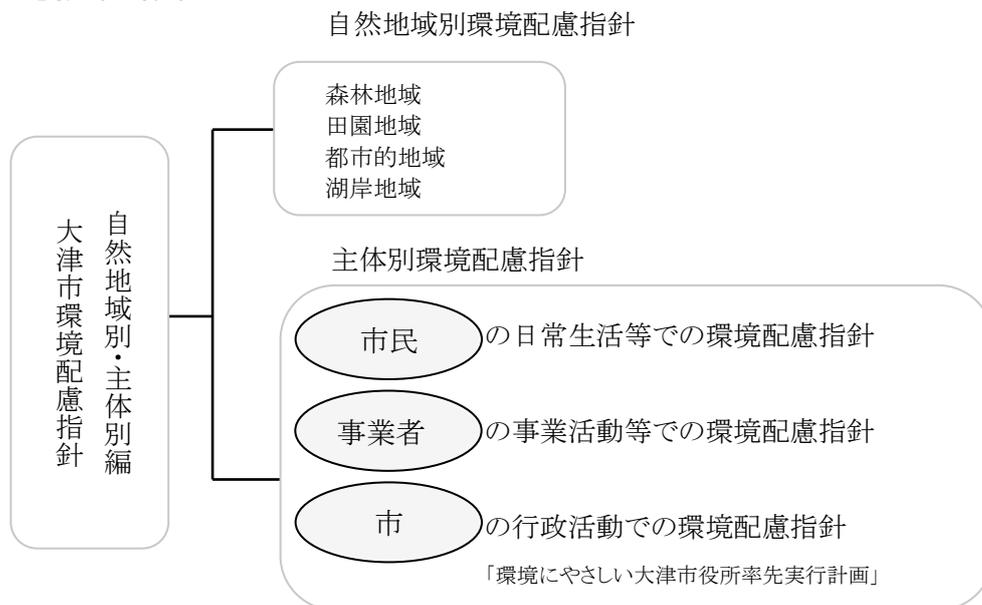
#### ア 自然地域別環境配慮指針

市民の日常生活、事業者の事業活動、市の事業実施の基盤となる土地の利用において、市域の自然・土地特性に応じた環境への負荷が少ない適正な利用を行うことができるよう、「森林地域」「田園地域」「都市的地域」「湖岸地域」の4つの自然地域別に【地域の特性と環境保全上の課題】、【環境配慮の基本方向】、【目標別の配慮事項】を示しています。

#### イ 主体別環境配慮指針

市民、事業者及び市が、環境に与えている負荷や環境からの恵みなど人と環境との関わりを理解し、それぞれの立場で、自主的、積極的に環境配慮を行っていくための指針を示しています。

## 環境配慮指針の体系



### (2) 指針の活用

自然地域別配慮指針は、市民、事業者、市が日常生活や事業活動を行う際の基礎的な指針として活用します。

主体別環境配慮指針は、環境学習の基礎資料として、日常生活における環境配慮の状況をチェックするために、また、環境管理システムの考え方を参考にして家族で話し合い、できることから環境配慮を進めるために活用します。また、事業活動においては、環境配慮の状況をチェックしたり、環境配慮システムを整備するために活用します。

## 4 大津市環境審議会

環境の保全と創造に関する施策を策定し、推進していくためには、環境問題の広がりに応じた多方面にわたる専門的知識や多角的な判断が必要となってきます。そのために市長の諮問機関として、昭和 47 年 7 月に公害対策審議会が発足しました。

その後、昭和 48 年の環境保全基本条例の制定に伴いこれを改組して、昭和 49 年 2 月に環境審議会が発足し、平成 7 年 9 月に環境基本条例を制定したことに伴い、同条例第 19 条に位置付けられたものとなっています。

環境の保全に関し識見を有する 20 人以内の委員で組織され、環境基本条例施行以降、『大津市の生活環境の保全と増進に関する事項の見直しについて』、『大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について』及び『「大津市環境基本計画」及び「大津市地球環境保全地域行動計画」の策定について』の答申を受けています。

## 5 大津市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関する事項について調査審議するため、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」第 17 条に基づき設置されています。学識経験者、市民のうち識見を有する者、事業者団体の推薦する者等計 15 人以内の委員で組織されており、平成 20 年 8 月には「家庭ごみの有料化について」、平成 22 年 3 月には、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について」を市長から諮問し、それぞれ平成 23 年 1 月と 3 月に答申を受けました。

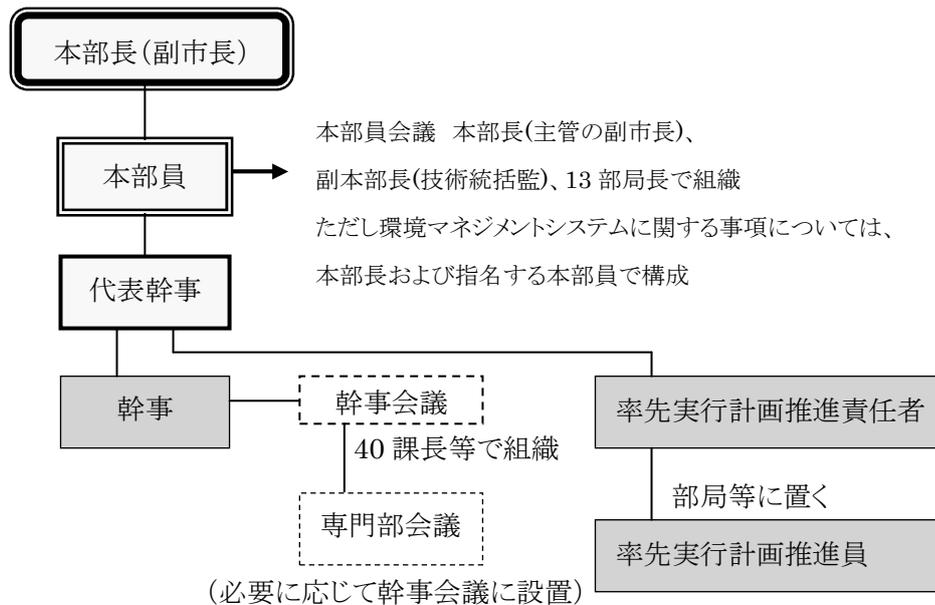
## 6 大津市環境施策推進本部

良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例第 20 条に基づき、平成 9 年 12 月に設置したものです。

副市長を本部長として関係部課で組織し、「大津市環境基本計画」の推進に関すること、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」の推進に関すること、市の環境マネジメントシステムの構築等に関することについて、協議等を行っています。

### 大津市環境施策推進本部の体系

(平成 24 年 4 月 1 日現在)



## 7 大津市廃棄物等処理対策本部

家庭、事業所等から排出される廃棄物の適正処理に関する施策を総合的に推進するため、昭和 55 年 10 月に設置したもので、平成 21 年 9 月に規則を改正し、「土砂等の適正処理に関する施策」を所掌事務に加えることとしました。

副市長を本部長、環境部長を副本部長に、13 関係部局長を本部員として組織しています。廃棄物の処理に係る基本計画及び実施計画の策定、廃棄物及び土砂等の適正処理の推進等について検討しています。

## 8 大津市アスベスト対策本部

アスベストによる健康障害等が全国で発生していることに伴い、関係機関及び関係部局間の連携を密にし、本市におけるアスベスト対策を総合的かつ円滑に推進するために、平成 17 年 8 月 4 日に設置しました。

副市長を本部長に 13 関係部局長を本部員として組織し、主に次の事務を所掌しています。

- ①アスベストの使用実態の把握に関すること。
- ②市有施設における適切なアスベスト対策の推進に関すること。
- ③建築物解体時等におけるアスベストの飛散防止等の徹底に関すること。
- ④市民、事業者等へのアスベスト対策についての周知及び広報に関すること。

これまで、市有施設におけるアスベスト使用状況の把握及びアスベスト除去等の方針等について取りまとめなどを行いました。

## 9 環境影響評価制度

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に十分に調査、評価を行うとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聞き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画とする制度です。

### (1) 国における制度

平成9年6月に環境影響評価法が制定され、11年6月から全面施行されました。道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場、土地区画整理事業等の面的開発事業のうち、規模が大きく、環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価手続の実施を義務付けています。

### (2) 滋賀県における制度

滋賀県では、昭和56年3月に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」を制定していましたが、平成10年12月に滋賀県環境影響評価条例が新たに制定され、平成11年6月に全面施行されました。この条例は、①早い段階からの環境への配慮の仕組みの導入、②複合開発事業の概念の導入、③住民参加の機会の充実、④事後調査の手続きの充実、⑤知事意見の反映を担保する手続きの導入を図ることなどが特徴となっています。

市内において、この環境影響評価の手続きが実施された事業は次表のとおりです。

なお、本市においては、環境影響評価専門委員会を設置し、専門的な事項について審議しており、その意見を受けて環境保全の見地から県知事に意見を提出しています。

## 環境影響評価の実施状況

事業名		規模	
①	大津湖岸なぎさ整備事業	埋立て	18.5ha
②	大津港改修整備事業	埋立て	6.9ha
		しゅんせつ	18ha
③	中央自動車西宮線改築事業(栗東～瀬田東)	道路改築	9.2km
④	びわこプレゼンツゴルフクラブ開発事業	敷地面積	97.8ha
⑤	教育・研究機関誘致に伴う造成事業(龍谷大学)	敷地面積	32.6ha
⑥	京阪ロイヤルゴルフクラブ増設工事	敷地面積	61.8ha
⑦	びわこサイエンスパーク(仮称)整備事業(伊香立土地区画整理事業)	敷地面積	188.0ha
⑧	(仮称)新南部廃棄物処分地設置事業	敷地面積	26.3ha
⑨	(仮称)大津湖西台土地区画整理事業	敷地面積	96.0ha
⑩	(仮称)大津クリーンセンター産業廃棄物最終処分場設置事業	敷地面積	20.5ha
⑪	大戸川ダム建設事業	敷地面積	150.0ha
⑫	大津カントリー倶楽部整備及び増設工事	敷地面積	220.6ha
⑬	立命館大学びわこキャンパス整備事業	敷地面積	50.0ha
⑭	近畿自動車道飛島神戸線建設事業	道路新築	54.0km
⑮	大津湖岸なぎさ公園整備事業(打出の森地区変更)	埋立て	3.76ha
16	龍谷大学瀬田学舎課外活動施設拡充事業	敷地面積	39.5ha
⑰	大津真野佐川地区土地区画整理事業	敷地面積	41.1ha
18	新清掃工場整備事業	処理能力	8.75t/時
19	(仮称)大津湖西台土地区画整理事業(再評価)	敷地面積	95.6ha
20	(仮称)創価学会滋賀メモリアルパーク	敷地面積	46.6ha
21	南部クリーンセンター整備事業	処理能力	135t/日
22	草津市立クリーンセンター更新整備事業	処理能力	127t/日
23	(仮称)南草津プリムタウン土地区画整理事業	敷地面積	30.1ha

(注 1): ○印は手続きの完了したものを示す。

(注 2): 旧志賀町域分を含む。